

●水洗化資金の融資あっせん

- 1 条件・・・・・・・・(1) 町税、浄化槽分担金を滞納していないこと。
(2) 融資資金の償還能力があること
- 2 借入先・・・・・・・・各金融機関の大鰐支店（郵便局を除く）
※ 取扱金融機関によって若干条件が異なる場合がありますのでご確認ください。
- 3 貸付限度額・・・・・・・・60万円まで（単独浄化槽からの切り替えは30万円まで）
※単独浄化槽とは、し尿だけを処理する浄化槽です。
- 4 返済期間・・・・・・・・最長5年（60ヶ月）
- 5 貸付利息・・・・・・・・町が負担
- 6 連帯保証人・・・・・・・・町内在住者（町民税所得割納税者）1名

●その他

- 1 町は浄化槽とブロワ（送風機）の設置工事を行ない、排水設備工事（トイレ工事、宅内から浄化槽まで及び浄化槽から放流先までの配管工事で、浄化槽設置から1年以内に使用開始）、電源工事等は各自が工業者に依頼することになります。
- 2 排水設備工事は、町の指定工事店でなければ行うことができません。
- 3 浄化槽は町の所有となり、設置場所は町が土地所有者から無償で借用することになります。（土地所有者の変更があった場合は設置同意義務を承継させること。）
- 4 使用者の変更があった場合は速やかに変更届を提出すること。
- 5 浄化槽設置場所並びに工事車両作業箇所が申請者以外の土地を使用となる場合、地権者の土地使用承諾書等が必要となります。

